各 位

会社名シーケーディ株式会社 代表者の 役 職 氏 名 代表取締役社長 神田草 (コード番号6407 東証・名証1部) 侃 連絡者氏名 取締役財務部長 内 村 L (0 5 6 8) 7 4 - 1 0 0 2

2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成17年3月30日開催の取締役会において、2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行 を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 計 債 の名 称 シーケーディ株式会社2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予 約権のみを「本新株予約権」という。)

- 2. 本 社 債 の 発 行 価 額
- 本社債額面金額の100%

本社債額面金額の102.5%

- 3. 本新株予約権の発行価額
- 無償とする。
- 4. 払込期日及び発行日
- 2005年4月20日(スイス時間。以下別段の表示のない限り同じ。)
- 5. 募集に関する事項

(1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch(以下「幹事 引受会社」、又は場合により「Daiwa Securities SMBC Europe」という。)の総額 買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(ただし、米国市場を除く。) における募集。ただし、買付の申込は条件決定の日の翌日午前8時(日本時 間)までに行われるものとする。

> なお、当社は、幹事引受会社に対し、2005年4月12日の正午までに幹事引受 会社が当社に通知することにより、本社債額面金額合計額500,000,000円を 上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

- (2) 発行価格(募集価格)
- 6. 本新株予約権に関する

頂

(1) 本新株予約権の目的 たる株式の種類及び 数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により 当社が当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を移 転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載 の転換価額で除した数とする。行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、 現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発 生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたも のとして現金により精算する。

(2) 本新株予約権の総数

800個及び第5項第(1)号記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に 発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を5,000,000 円で除した個数。

(3) 行使時の払込金額 及 び 転 換 価 額 同額とする。

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価 額」という。)は、当社取締役会が、当社の代表取締役社長に対し、本新株予 約権付社債に係る条件決定の日(2005年3月30日から2005年4月1日までに いずれかの日)(日本時間)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取 引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値以上の額で、本社 債の発行価額、本新株予約権の発行価額、投資家の需要状況及びその他 の市場動向等を勘案して決定する旨授権する。

(4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価 を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合 には、次の算式により調整される。なお、以下の算式において「既発行株式 数」とは、当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の保有する自己株式数 を除く。)をいう。

新発行·処分 1株あたりの 発行:処分価額 株式数 既発行 株式数 + 調整後 時価 調整前 転換価額 転換価額 既発行株式数 新発行:処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を 下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権 若しくは新株予約権付社債の発行が行われる場合その他一定の事由が生じ た場合にも適宜調整される。

(5) 新株の発行価額中 の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に 組み入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満 の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(6) 行 使 請 求 期 間

2005年4月27日から2009年4月6日の銀行営業終了時まで。ただし、本社債 が下記第7項第(4)号口、八及び二に定めた事由に基づき償還された場合は、 当該償還日に先立つ5営業日目の日の銀行営業終了時、また当社が下記第 7項第(4)号ホに定めた事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場 合には、期限の利益喪失時に行使期間は終了する(ただし、いずれの場合も 2009年4月6日までとする。)。

(7) 行 使 の 条 件

各本新株予約権の一部行使はできない。

定めない。

(8) 代 用 払 込 に 関 す 事 項

商法第341条/3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したとき は、かかる行使をした者から、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償 還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の 払込とする請求があったものとみなす。

(9) 消 却 事 由 及 び消却条件

(10) 本新株予約権の期中

配当金の取扱い

本新株予約権の行使により発行又は移転する株式に関する利益配当金又は 行使があった場合の 中間配当金(商法第293条/5による金銭の分配)は、本新株予約権の行使の 効力発生日の属する配当計算期間(9月30日及び3月31日に終了する各6ヶ 月間の期間をいう)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみな して、これを支払う。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本 社 債 の 総 額 4,000,000,000円及び第5項第(1)号記載の幹事引受会社の権利の行使により 追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額。
- (2) 各本社債券の金額 5,000,000円
- (3) 本 社 債 の 利 率 本社債には利息は付さない。
- (4) 償 還 の 方 法
 - イ. 満期償還

2009年4月20日に本社債額面金額の100%で償還する。

ロ. 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある30 連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の 130%以上であった場合、30日以上60日以内の事前の通知を本新株予約権 付社債の所持人に行って、2007年4月20日以降2009年4月19日までの間、本 社債残高全額(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。 当社はかかる償還を行う場合、上記30連続取引日の最終日から15日以内に 幹事引受会社に書面にて通知するものとする。

ハ. 税制変更による繰上償還

日本の税制の変更により本社債に関する支払に関し下記第8項第(1)号記載 の特約に基づく追加額の支払の必要が生じた場合、当社は、30日以上60日 以内の事前の通知を本新株予約権付社債の所持人に行って、2005年4月21 日以降2009年4月19日までの間、本社債残高全額(一部は不可)を本社債額 面金額で繰上償還することができる。

株式交換等による繰上償還

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる ことを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の要項に定め る一定の措置を講じることを条件に、30日以上60日以内の事前の通知を本新 株予約権付社債の所持人に行って、本社債残高全額(一部は不可)を本社債 額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することがで きる。

2005年4月21日以降2006年4月19日まで 104% 2006年4月20日以降2007年4月19日まで 103% 2007年4月20日以降2008年4月19日まで 102% 2008年4月20日以降2009年4月19日まで 101%

ホ. 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項に定める一定の不履行事由等が発生し、本新 株予約権付社債の所持人のためにDaiwa Securities SMBC Europeが当社に 書面にて期限の利益喪失の通知を行った場合、当該事由が治癒されない限 り、当社は、当該通知受領より15日後に本社債残高全額を本社債額面金額 で償還しなければならない。

(5) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス国立銀行(Swiss National Bank)の規則に 従い、随時本新株予約権付社債を幹事引受会社を介して買入れることがで きる。当社又は当社の子会社は、かかる本新株予約権付社債を幹事引受会 社に引渡して消却することができる。

(6) 社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(7) 本社債の担保又は

本社債は、担保又は保証を付さないで発行する。

保証

8. 本社債の特約事項

(1)追加支払

本社債に関する支払につき、日本国その他日本の課税権者により課せられ る現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求 される場合、当社は、本社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の 支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しく なるように追加金を支払う。

(2)担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、 当社が既に発行した、又は今後発行する。 日本円以外の通貨建で発行さ れる又は日本円建であって、当社の同意により元本総額の過半が当社に より又は当社の承認を得て当初日本国外で募集される、ボンド、ディベンチャ ー、ノートその他これに類する証券(日本法の下で「社債」に分類されるもの であり、発行日から所定の満期日までの期間が1年を超えるものをいう。)の ために担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設 定するか、Daiwa Securities SMBC Europeが十分と認める担保又は保証を提 供することとする。

9. 上場 10. 安定操作取引 該当なし。 該当なし。

以上

(ご参考)

1.調達資金の使途

(1)調達資金の使途

手取金概算額3,980百万円(幹事引受会社の追加買取権が全額行使された場合には4,480百万円)については、転換社債償還資金及び当社事業拡大に伴う設備投資資金に充当いたします。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)業績に与える見通し

転換社債償還資金への充当による金融収支の改善が見込まれます。また注力する事業分野への投資により当社の収益向上に資することが期待されます。さらに新株予約権の行使による自己資本の増強により、 財務体質の強化を見込んでおります。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分については、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としている。

(2)配当決定にあたっての考え方

上記の基本方針に基づき、当社の業績動向及び財政状態等を総合的に勘案し、決定してまいります。

(3)内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と設備投資に有効活用し、株主価値の向上を図っていく所存であります。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成14年3月期		平成15年3月期		平成16年3月期	
1株当たり当期純利益	4.47	円	2.38	円	30.00	円
1株当たり配当金	9	円	9	円	10	田
(1株当たり中間配当金)	(4.5	円)	(4.5	円)	(4.5	円)
実績配当性向	200.6	%	378.2	%	33.3	%
株主資本利益率	1.1	%	0.7	%	7.3	%
株主資本配当率	2.14	%	2.15	%	2.30	%

- (注) 1.各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
 - 2.各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

(5)過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

3.その他

(1)売先指定の有無

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

形態	発行株数	発行価額	発行価額の総額	払込期日
売出しによる 自己株式の処分	4,000,000株	568.52円	2,274,080,000円	平成16年9月15日
第三者割当による 自己株式の処分	500,000株	568.52円	284,260,000円	平成16年9月23日

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

年月日	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始值	662円	445円	361円	709円
高値	819円	525円	720円	830円
安値	290円	270円	342円	571円
終値	445円	361円	704円	769円
株価収益率	99.6倍	151.7倍	23.5倍	-

- (注) 1. 平成17年3月期の株価については、平成17年3月29日現在で表示しております。
 - 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以上